

徳島大学先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター施設利用規則

平成29年8月22日

先端酵素学研究所長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターは学内共同教育研究施設として施設の有効利用に努めなければならない。

2 オープンラボは、学際融合研究、寄附研究、共同研究及び大型プロジェクト研究等に利用するものとする。

3 多目的室及び共通機器室は、徳島大学（以下「本学」という。）の教育研究推進のため多目的に利用するものとする。

4 多目的ホールは、本学の主催する行事に利用するものとする。

5 センター長は、前項の利用を妨げない限度で、センター規則第2条に規定する目的の範囲において適当と認める場合には、多目的ホールを利用させることができる。

6 センターの利用にあたっては、徳島大学職員安全衛生管理規則（平成16年度規則第27号）及び徳島大学薬品等管理規則（令和4年規則第7号）を遵守するとともに、本学その他関係者が講じる安全確保の措置に従わなければならない。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学の教職員及び学生

(2) 本学の教員と共同研究を行う者

(3) 本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）を行う中小企業又は個人

(4) その他センター長が適当と認める者

(利用許可)

第4条 センターを利用しようとするときは、その利用に係る責任者（以下「利用責任者」という。）は、別に定める利用申請書をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

2 利用責任者は、前項の利用申請書を原則として、オープンラボ、多目的室及び共通機器室については利用しようとする日の1か月前、多目的ホールについては利用しようとする日の20日前までに提出しなければならない。

3 センター長は、第1項の申請を適当と認めた場合は、センター運営委員会の議を経て利用を許可するものとする。ただし、多目的ホールについては、センター長が適当と認めた場合は、利用を許可することができる。

(学長又は資産管理責任者の承認)

第5条 前条の申請において、利用責任者が本学以外の者であるときは、センター長は国立大学法人徳島大学固定資産貸付取扱要領の定めるところにより学長又は資産管理責任者の承認を経て、許可するものとする。

(利用の変更等)

第6条 利用責任者は、利用許可を得た後において申請内容を変更しようとするときは、センター長に申し出て、許可を得なければならない。

2 利用責任者は、利用許可を得た後において利用を取り消すときは、センター長に届け出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 本学が緊急に使用する必要が生じたとき。

(2) 利用者がこの規則に違反したとき。

(3) 利用申請書の記載事項が事実と反するとき。

(4) 利用料を3か月以上滞納したとき。

(5) その他センター長が特に利用許可を取り消す必要があると判断したとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を中止させたことによって利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は、その責を負わないものとする。

(設備費及び利用料等)

第8条 利用責任者は、センターを利用する場合に必要な設備等の設置及び撤去に関する費用を負担するものとする。

2 利用責任者は、別に定める利用料及び光熱水料等の経費を負担するものとする。

(利用期間)

第9条 第2条第2項及び第3項に基づくセンターの利用期間は、原則2年以内とする。

ただし、継続を希望する場合はセンター長の承認により、2年以内を限度として利用期間を延長できるものとする。

2 利用期間の延長を希望する利用者は、利用期間終了日の4か月前までに別に定める延長申請書及びセンター利用による研究成果等を記載した報告書をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により、センターの施設又は備付物品を滅失、損傷若しくは汚損した場合又はこの規則に違反したことによって損害を生じた場合は、賠償しなければならない。

(原状回復の原則)

第11条 利用責任者は、センターの利用期間が終了したとき、又は第7条の規定により利用を取り消され、又は中止させられたときは、施設を原状に復して返却しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に徳島大学藤井節郎記念医科学センター施設利用規則（平成25年5月20日藤井節郎記念医科学センター長制定）によりセンターの利用許可を得ているものは、この規則により許可を得たものとみなす。

附 則（令和4年7月29日改正）

この規則は、令和4年8月1日から施行する。